

提出  
順番

No.  
9

平成 28 年 11 月 25 日  
午前 午後 11 時 40 分

平成 28 年 11 月 25 日

幕別町議会議長 芳 滝 仁 様

幕別町議会議員 荒 貴 賀



## 一般質問通告書

次のとおり通告します。

| 質 問 事 項                      | 質 問 の 要 旨  |
|------------------------------|--|
| 子育て世代の切実な要望である「教育費の負担軽減」の充実を | <p>就学援助は、学校教育法に基づき、家計が苦しい世帯の小中学生に学用品、修学旅行、給食費などの費用を支給する制度です。2012年度は、全国で生活保護世帯約15万人、低所得者世帯約140万人の合計約155万人がこの制度を利用し、利用率は約16%、小中学生のおよそ6人に1人が援助を受けています。</p> <p>2013年度に厚生労働省が発表した国民生活基礎調査によると、17歳以下の子どもの貧困率は2012年に16.3%に上昇し、過去最悪となりました。子どもの貧困が社会問題となる中、子どもの教育を支える大きな役割を果たしています。</p> <p>2013年6月、国会では、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が全会一致で成立しましたが、その一方で安倍政権は2013年8月から3年計画で、生活保護費の6.5%（消費税増税対応分を除く）削減を決めました。</p> <p>幕別町では、就学援助の支給の基準を生活保護基準の1.3倍以下と定めていますが、現在も生活保護費削減前の基準で算出しているため、これまで対象となった所得額で認定されています。</p> <p>「義務教育は、これを無償とする」憲法26条の精神に立ち、家庭の事情で学びの場に影響しないよう、以下の点について伺う。</p> <p>1. 就学援助の支給時期と充実</p> <p>①現在、新入学学用品費の支給が5月となっていますが、入学準備金としての支給が入学後では間にあ</p> |

ません。3月に支給すべきでは。また、中学入学時も同様に改善すべきでは。

②2011年度から就学援助の対象にクラブ活動費、生徒会費、PTA会費が加えられましたが、自治体によってはメガネなどの独自の項目を増やしているところもあります。幕別町として、就学援助の支給対象項目を拡大する考えは。

③子どもの就学を保障するためにも、支給基準の引き上げの考えを。

## 2. 高校生の就学支援について

2014年4月、北海道は高校生等奨学給付金制度を開始しました。幕別町ではそれまで独自に幕別町奨学資金制度を実施していましたが、道の制度が創設されてことにより、「幕別町修学支援資金制度」に変更し、2015年度から実施しています。

内容は、これまでの対象要件に入っていた学業成績の評定項目が廃止されました。しかし、所得基準の目安が生活保護基準の1.5倍から1.3倍に引き下げられ、その結果、2015年度の実績は認定者が40名、そのうち前制度の経過措置が19名で、新制度の認定者が21名であり、前制度時よりも後退しています。必要とする世帯が十分制度が活用できるよう、次の点を伺います。

①2015年度における道の高校生等奨学給付金制度の幕別町の利用者数は。

②制度の周知方法は。

③町の就学支援資金の基準を前制度と同じく生活保護基準の1.5倍に引き上げを。

## 3. 給付型奨学金の創設について

文部科学省によると、現在無利子の奨学金は、高校の評定平均3.5を上回ることを条件に低所得者の大学進学者に貸し出されていますが、予算不足から基準を満たしながらも2万4千人の希望者が利用できないでいます。

経済的な事情で進学を諦めてしまうことのないよう、安心して学べる環境が必要と考えますが、町として創設する考えは。